

令和8年3月26日

件名 支所における窓口対応業務（日直・延長等窓口）の廃止について

支所における日直並びに群馬支所の休日窓口及び吉井支所の水曜日延長窓口については、これまで住民サービス向上のため継続して実施してまいりましたが、職員の適正配置及び効率的な事務執行の観点から、また、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスや高崎駅市民サービスセンターを活用したサービス提供体制が整っていることから、当該業務について下記のとおり廃止いたします。

## 記

## 1 廃止する業務

## (1) 各支所の日直業務

開設時間：土日祝日の8時30分から17時15分まで

職員体制：正規職員1名、臨時職員1名の2名（倉淵支所のみ正規職員1名）

取扱業務：戸籍の届出の預かり、火葬許可証の発行、地域のイベント等の照会、おとしよりぐるりんタクシーの位置情報の照会等

## (2) 群馬支所の休日窓口

開設時間：土曜日の8時30分から12時まで

職員体制：市民福祉課職員3名、税務課職員2名

取扱業務：住民票の写し、戸籍謄抄本、各種税務証明の発行、市税等納付等

## (3) 吉井支所の水曜日延長窓口

開設時間：水曜日の17時15分から19時まで

職員体制：市民福祉課職員2名、税務課職員2名

取扱業務：住民票の写し、戸籍謄抄本、各種税務証明の発行等

## 2 廃止に対する対応

各支所の日直業務の廃止については、本庁舎の日直（土日祝日8時30分～17時15分）に集約して対応します。

群馬支所の休日窓口及び吉井支所の水曜日延長窓口の廃止については、高崎駅市民サービスセンター（月～土10時～20時）及びマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを活用いただくよう周知してまいります。

## 3 廃止する時期

令和8年5月31日（日）

## 【本件に関する問い合わせ】

総務部職員課

電話：027-321-1209